

補助事業管理委員会設置要領

(設置)

第1 「農業農村整備事業等補助事業評価（期中、完了後）実施要領」（平成15年2月13日付け14農振第1906号農村振興局長通知 以下「補助事業評価実施要領」という。）第3の1の規定により、沖縄総合事務局農林水産部に補助事業管理委員会及び補助事業管理幹事会を置き、その事務は農村振興課において取り扱う。

(構成)

第2 補助事業管理委員会及び補助事業管理幹事会は、それぞれ下記に掲げる関係委員、幹事をもって構成する。なお、委員長は、必要に応じて下記に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。

また、補助事業管理委員長は、補助事業評価実施要領第5に基づき、別添の事業評価技術検討会を設置するものとする。

(補助事業管理委員会)

委員長 農村振興課長

副委員長 生産振興課長

委員 畜産振興室長、課長補佐（農産）、課長補佐（整備）、課長補佐（計画）

(補助事業管理幹事会)

幹事 生産振興課 企画指導官

農村振興課 農業土木専門官

企画指導官（経済資源）

(事務)

第3 補助事業管理委員会は、補助事業評価実施要領に定める補助事業の評価に関する事務を実施する。

(附則)

この要領は平成15年 3月19日から施行する。

一部改正 平成17年 1月27日

一部改正 平成19年12月13日

一部改正 平成22年 1月21日

一部改正 平成22年10月 1日

一部改正 平成28年 4月 1日

一部改正 平成28年11月25日

最終改正 令和6年11月22日